武蔵野大学
通信教育部

2023（令和5）年度

通信教育部ガイド：　取得できる資格

➜ 目次へ

目次

取得できる資格の種類 2
認定心理士 3
アメニティスペシャリスト（生理人類士2級）／アメニティコーディネーター（生理人類士準1級） 6
社会福祉主事 9
児童指導員 11
児童福祉司（要実務経験1年以上） 12
浄土真宗本願寺派教師資格 13
社会福祉士 15
更新履歴 23

➜ 目次へ

取得できる資格の種類

●: 取得可能な資格
心理: 心理学専攻　**仏教**: 仏教学専攻　**福祉**: 社会福祉専攻　**看護**:看護学コース　**本願寺**: 本願寺派教師資格コース
小学校: 小学校専修　**国語科**: 国語科専修　**英語科**: 英語科専修

資格区分	資格の種類	人間科学部					教育学部		
		心理	仏教	福祉	看護	本願寺	小学校	国語科	英語科
申請資格	認定心理士	●		●					
受験資格	社会福祉士			●					
	アメニティスペシャリスト（生理人類士2級）	●							
	アメニティコーディネーター（生理人類士準1級）	●							
任用資格	社会福祉主事	●		●					
	児童指導員	●		●					
	児童福祉司（要実務経験1年以上）	●							
基礎資格	浄土真宗本願寺派教師資格		●			●			

● **留意事項**

① 心理学専攻の4年次編入学で、**認定心理士（申請資格）を1年間で取得＋卒業が可能なのは、「スタンダード心理学コース」のみです。**その場合、入学後に「心理学実験実習2」のスクーリングの申込と受講が必須です。

② 心理学専攻の4年次編入学は、コースによっては**社会福祉主事（任用資格）を1年間で取得＋卒業できない場合があります。**コースをお選びいただく際は、以下のカリキュラム表をご参照ください。
http://www.mu-tsushin.jp/university/outline/guide_u

③ 心理学専攻 4 年次編入学の場合、1 年間では「認定心理士」と「社会福祉主事(任用資格)」を同時に取得+卒業することはできません。

➜ 目次へ

認定心理士

申請資格

01. 認定心理士とは

「認定心理士」とは、正式には「公益社団法人日本心理学会認定心理士（以下、日本心理学会）」（英文名：JPA Certified Psychologist）という資格の名称です。この「認定心理士」の資格は、簡単にいえば「日本心理学会」が、その資格取得希望者に対して“この人物は心理学に関する標準的な基礎知識と基礎技術とを正規の課程において修得している”ということを認定するもので、「日本心理学会」が心理学に関して認定している資格です。

詳細は下記アドレスにアクセスして確認してください。

公益社団法人　日本心理学会	https://psych.or.jp/

認定心理士取得の条件は、<日本心理学会認定心理士認定資格細則>により、次のとおりに定められています。

● **日本心理学会　資格認定細則より**

第2条　認定心理士の資格認定の条件は次の各号を満たすものとする。
（1）16歳以降通算2年以上日本国に滞在した経験を有する者。
（2）学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻または心理学関連専攻の学科において、別表 1 に揚げる領域の科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了した者及びそれと同等以上の学力を有すると認められた者。
上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。

「別表 1 に揚げる科目」については、次項【認定心理士資格の基礎条件】を参照してください。

本学において認定心理士資格を目指す方に向けた情報を、WBT にてご案内しています。
認定心理士資格の申請をされる方は、添付ファイルのガイダンスをご確認いただき、ご理解のうえご自身で申請してください。
ガイダンス一覧＞08.取得できる資格・免許[正科生のみ]＞1.認定心理士＞1.認定心理士資格取得のガイダンス

認定心理士の申請に必要なシラバスは WBT からダウンロードできます。
ガイダンス一覧＞08.取得できる資格・免許[正科生のみ]＞1.認定心理士＞2.添付用シラバス　および　3.添付用スタディガイド

➜ 目次へ

02. 認定心理士資格の基礎条件

▼日本心理学会　認定心理士認定資格細則より

<table>
<tr><th colspan="2">領域</th><th>認定単位数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①　基礎科目</td><td>a　心理学概論</td><td rowspan="3">（1） a 領域は4単位以上、b,c 領域の合計が8単位以上でそのうち c 領域が4単位以上となること</td><td rowspan="8">（1）と（2）を満たした残り 8 単位は a～h の任意の科目または i で充当する</td></tr>
<tr><td>b　心理学研究法</td></tr>
<tr><td>c　心理学実験・実習</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②　選択科目</td><td>d　知覚心理学・学習心理学</td><td rowspan="5">（2） 5領域のうち3領域以上で、各領域で基本主題を含む4単位以上、合計16単位以上を満たしている事</td></tr>
<tr><td>e　生理心理学・比較心理学</td></tr>
<tr><td>f　教育心理学・発達心理学</td></tr>
<tr><td>g　臨床心理学・人格心理学</td></tr>
<tr><td>h　社会心理学・産業心理学</td></tr>
<tr><td>③　その他の科目</td><td>i　心理学関連科目、卒業論文・卒業研究</td><td>①と②の合計単位数が36単位以上の場合は必ずしも必要ではない</td></tr>
</table>

・各領域とも2単位以上は「基本主題」に属する単位であること（残余の単位分は「副次主題」に属する単位でもよい）

・総単位数　**総計36単位以上**

・心理学専攻 4 年次編入学の場合は、1 年間のみの履修で上記の条件を全て満たすことが可能なのは「スタンダード心理学コース」のみです。

➜ 目次へ

● 本学において日本心理学会に確認をとっている科目と単位

令和5年8月現在。資格取得要件は変更される場合があります。

領域	科目名	学習方法	本学での単位数	基本主題	副次主題	備考
① 基礎科目						
a	心理学概論	T	4	4		
b	心理測定法	STR/TR	4	4		
c	心理学実験実習1	R	2	2		2014年度までの履修者は(初級)
	心理学実験実習2	SR	2	2		2014年度までの履修者は(中級) 履修年度によって学習方法等が異なる場合がありますが、いずれもこの領域です。
② 選択科目						
d	学習心理学	T	4	4		
	認知心理学	R	4	4		
e	生理心理学	T	4	4		
f	教育心理学	ST/T	4	4		
	発達心理学	T	4	4		
	心理教育評価 ※	ST	4	4		学習方法が(T)は g 領域
	臨床発達心理学 ※	TR	4	4		
	発達心理学1 ※	T	2	2		2020年度まで
	発達心理学2 ※	T	2	2		2020年度まで
g	臨床心理学	T	4	4		
	パーソナリティ心理学	T	4	4		2007年度までの履修者は人格心理学
	心理診断法 ※	R	4	4		
	カウンセリング論 ※	SR	4	4		
	心理療法 ※	T	4	4		
	心理教育評価 ※	T	4	4		学習方法が(ST)は f 領域
	精神医学 ※	T	2		1	
	行動療法 ※	ST/T	4	4		
	犯罪心理学 ※	SR/R	4		2	
	教育相談(カウンセリング含む)(小) ※	T	2		1	
	教育相談(カウンセリング含む)(中・高) ※	T	2	2		
	教育相談	T	2	2		
	学校カウンセリング ※	SR/R	4		2	
	産業カウンセリング ※	S	2		1	
h	社会心理学	T	4	4		
	環境心理学 ※	T	4	4		
	産業・組織心理学 ※	SR/R	4	4		
③ その他の科目						
i	卒業研究	R	4	教員による		カリキュラムでは8単位ですが、申請できる単位数は4単位のみです。

※マークのついている科目については、2015年度以前に単位修得した場合、資格申請の要件に含まれませんのでご注意ください。

➜ 目次へ

アメニティスペシャリスト（生理人類士2級）
アメニティコーディネーター（生理人類士準1級）

受験資格

01. アメニティ（生理人類士）資格とは

アメニティ（生理人類士）資格とは、日本生理人類学会が「生理人類学的方法により生活環境についてアドバイスを行う専門家」として認定する資格です。

● **アメニティスペシャリスト（生理人類士2級）**
大学、短大で生理人類学について学習している大学生、短大生を対象とした資格です。日本生理人類学会への加入義務はありません。

● **アメニティコーディネーター（生理人類士準1級）**
日本生理人類学会に在会する方、または、2級資格を取得している方を対象としています。未入会で2級資格のない方が、準1級資格を受験するとき、受験申込の期限迄に入会手続きを済ませて下さい。

資格及び試験についての詳細は、「日本生理人類学会」ホームページを参照してください。

日本生理人類学会	https://jspa.net/certification

02. 受験資格取得に必要な科目と単位

本学は日本生理人類学会より認定を受けた指定校です。そのため、所定の科目と必要単位数を修得している場合、アメニティスペシャリスト（生理人類士2級）とアメニティコーディネーター（生理人類士準1級）の受験資格が得られます。在学中でも受験が可能です。
本学正科生として在籍しつつ、科目等履修生として受験資格に必要な科目を修得した場合、あるいは、科目等履修生として所定単位を修得した場合も受験資格があります。

● **受験資格要件**
以下の[1]から[4]の要件を全て満たすこと。
具体的には次頁の**区分[2][3][4]**の3つの科目群から、18単位以上を修得済であること。

＜日本生理人類学会 HP より抜粋＞

[1] 生理人類学に関する科目について 2 単位以上を取得していること。生理人類学が開講されていない教育機関にあっては、**[2]**の中の 4 単位をもってこれに充てることができる。
[2] 人間科学系科目（例えば生理学、医学、生物学、衛生学、人間工学、感性科学等）、生活科学系および家政学系科目（例えば衣生活学、食生活学、住生活学、生活科学等）の中から、8 単位以上を取得していること。
[3] 福祉系科目（例えば老人福祉論、社会福祉論、看護学等）、情報処理系科目（例えば情報処理、消費者情報論等）、行動科学系科目（例えば人間行動論、コミュニケーション論、人間関係論等）の中から、4 単位以上を取得していること。
[4] 人文・社会科学系科目（例えば哲学、社会学、法学、心理学、文化人類学等）の中から、2 単位以上を取得していること。

➜ 目次へ

● 受験資格取得に必要な科目と単位表

令和５年８月現在。資格取得要件は変更される場合があります。

科目群	受験要件単位数	科目名(注1)	学習方法	単位数	備考
区分[2] 人間科学系・生活科学系・家政科学系科目	12単位以上	生理心理学	T	4	
		産業・組織心理学	ST/R	4	
		人間生活工学	R	4	
		精神医学	T	2	H18 より区分[3]→区分[2]へ変更
		脳とからだの心理学	R	2	H28 より追加
		医学概論(自己育成) 【R3 まで　医学一般】	T	2	R4.4.1 より科目名変更 H28 より追加
		医学概論	T	2	R5 より追加
		環境デザイン論　※	SR	4	H18 より追加
		人間科学概論※	ST	2	R5 より追加
		心と体の健康※	T	2	R5 より追加
区分[3] 福祉系・情報処理系・行動科学系科目	4単位以上	メディアコミュニケーション1　※	R	2	
		メディアコミュニケーション2　※	T	2	
		メディアコミュニケーション3　※	R	2	
		メディアコミュニケーション4　※	R	2	
		障害児教育	R	2	H28 より追加
		家族関係論	ST/T	4	H28 より追加
		行動療法	ST/T	4	H22 より追加
		障害者福祉(自己育成) 【R3 まで　障害福祉】	T	2	R4.4.1 より科目名変更 H28 より追加
		障害者福祉	T	2	R5 より追加
		児童・家庭福祉制度(自己育成) 【R3 まで　児童・家庭福祉制度】	T	2	H28 より追加 R4.4.1 より科目名変更
		児童・家庭福祉	T	2	R5 より追加
		保健医療と福祉(自己育成) 【R4 まで　保健医療制度】	T	2	R5.4.1 より科目名変更 H28 より追加
		保健医療と福祉	T	2	R5 より追加
区分[4] 人文・社会科学系科目	2単位以上	人間論	ST/T	4	
		人間論	S	2	R5 より追加
		心理学概論	T	4	
		社会心理学	T	4	
		環境心理学	T	4	H18 より区分[2]→区分[4]へ変更
		キャリア・マネジメント論		4	廃止
		産業カウンセリング	S	4	H20 より追加
		労働法	T	2	H21 より追加
		心理アセスメント法	T	4	H28 より追加
		医療心理学	TR	4	H28 より追加
		キャリア・デザイン学	T	2	H28 より追加
		日常学習の心理学	R	2	H28 より追加
		認知行動アプローチの心理学	R	2	H28 より追加
		社会福祉調査の基礎(自己育成)【R3 まで　社会調査】	T	2	R4.4.1 より科目名変更 H28 より追加
		社会福祉調査の基礎	T	2	R5 より追加
		発達心理学1	T	2	H28 より追加、R3 より廃止
		発達心理学2	T	2	H28 より追加、R3 より廃止

➜ 目次へ

		発達心理学	T	4	R5 より追加
		教育相談（カウンセリング含む）【小】		2	H28 より追加、H31 より廃止
		教育相談（カウンセリング含む）【中・高】		2	H28 より追加、H31 より廃止
		教育相談	T	2	R1 より追加
		カウンセリング論	SR	4	H28 より追加
		カウンセリング演習	SR	4	H28 より追加
		グリーフケア・トラウマケア	TR	2	H28 より追加
		死生学	T	4	H28 より追加
		老年学	TR	4	H28 より追加
		エンド・オブ・ライフケア	R	2	R5 より追加
合計	**18単位以上**				

※共通科目であり、3年次編入学生は履修できません。

03. 資格の取得方法

① 心理学専攻に正科生として入学し、P7～8 の区分[2][3][4]の3つの科目群から、18単位以上を修得する。
② WBT の掲示板にて生理人類士認定試験に関する案内を確認する。（8 月頃）
③ 認定試験を希望する学生は②の案内に従って申込を行う。
④ 試験等を経て資格が認定された者へ「指定校責任者」より認定証が送付される（1 月末頃予定）

➜ 目次へ

社会福祉主事

任用資格

01. 社会福祉主事とは

社会福祉主事とは、本来、各地方自治体の福祉事務所や児童相談所等の福祉行政に従事する公務員（ケースワーカー等）に任用される際に必要な資格基準です。また、高齢者福祉施設および身体障害者施設等の指導員や社会福祉協議会の福祉活動専門員の職員募集に関しても、資格条件として準用されることがあります。

● **【参考】任用資格とは ・・・**

その職につくために国が定めた基準のことをいいます。任用資格の基準を満たしていれば、有資格者として認められます。**一般的には卒業証明書や成績証明書で確認をしますので、特別な試験を受けたり資格証明書が発行されたりするものではありません。**該当職種として採用されると同時に通用し始める種類の資格です。また、資格が適用されるのは在職期間に限られます。
社会福祉主事の任用条件を満たしているかについては、履修済科目が記載された成績証明書及び卒業証明書を、雇用先に提示することにより証明します。国や自治体が発行する証明書はありません。

02. 資格の取得方法

社会福祉主事は、社会福祉法 第十九条 第一項において以下のように定められています。
本学通信教育部の場合、第一号の要件（*1）に該当します。

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち3科目以上を正科生在学中に修めて、本学を卒業することが必要です。なお、科目等履修生として履修されたものは認められません。

指定科目は次頁「社会福祉主事任用資格取得に必要な科目」をご確認ください。

● **社会福祉法 第十九条 第一項より**

第十九条　社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（*1）
二　都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
三　社会福祉士
四　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
五　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

資格の取得方法は、法律等の見直しにより、将来、変更される可能性があります。

● **社会福祉主事任用資格取得に必要な科目**
正科生在学中に次の**指定科目を3科目以上**修めて、本学を卒業することで、資格を取得することができます。
心理学専攻の 4 年次編入学で上記の条件を満たすコースについては、以下のカリキュラム表でご確認ください。
http://www.mu-tsushin.jp/university/outline/guide_u

➜ 目次へ

指定科目名	本学開講科目名				備考
	社会福祉専攻		心理学専攻		
	旧カリキュラム	新カリキュラム	旧科目名	新科目名	
社会福祉概論	「現代社会と福祉」	「社会福祉の原理と政策」			※1
社会福祉事業史					
社会福祉援助技術論	「相談援助の基盤と専門職」[4 単位] 及び「相談援助の理論と方法1」及び「2」の3科目	「ソーシャルワークの基盤と専門職 1」及び「2」及び「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」及び「2」の 4 科目			※1
社会福祉調査論	「社会調査の基礎」	「社会福祉調査の基礎」	「社会調査」	「社会福祉調査の基礎(自己育成)」	※1
社会福祉施設経営論					
社会福祉行政論	「福祉行財政と福祉計画」				
社会保障論	「社会保障」	「社会保障」			
公的扶助論	「公的扶助」	「貧困に対する支援」			
児童福祉論	「児童・家庭福祉」	「児童・家庭福祉」	「児童・家庭福祉制度」	「児童・家庭福祉(自己育成)」	※1
家庭福祉論					※2
保育理論					
身体障害者福祉論	「障害者福祉」	「障害者福祉」	「障害福祉」	「障害者福祉（自己育成）」	※1
知的障害者福祉論					※2
精神障害者保健福祉論			「精神医学」	「精神医学」	
老人福祉論	「高齢者福祉と介護保険制度」	「高齢者福祉」			※1
医療社会事業論					
地域福祉論	「地域福祉」または「コミュニティーワーク」	「地域福祉と包括支援体制1」及び「2」			※1
法学					
民法					
行政法					
経済学					
社会政策					
経済政策					
心理学	「心理学」	「心理学と心理的支援」	「心理学概論」	「心理学概論」	※1
社会学	「社会学」	「社会学と社会システム」			※1
教育学					
倫理学					
公衆衛生学					
医学一般	「医学知識」	「医学概論」	「医学一般」	「医学概論(自己育成)」	※1
リハビリテーション論					
看護学					
介護概論					
栄養学					
家政学					

※1　入学年度や履修年度により、開講科目名が異なる場合があります。

※2　本学開講科目を 1 科目修得することで、指定科目の 2 科目に該当します。

＜厚生労働省：社会福祉主事任用資格の取得方法＞

上記の指定科目との対応については、「(2)厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲」に示されるものです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

➜ 目次へ

児童指導員

任用資格

01. 児童指導員とは

児童指導員とは、児童福祉施設最低基準に定められている任用資格です。児童厚生施設や児童養護施設等児童福祉施設に置かれる職員で、子どもたちの保護や生活指導にあたります。所定の単位を修得し卒業することで任用資格が取得できます。公共施設の場合は地方公務員採用試験に（私立の施設の場合ならばその施設の採用試験に）合格した後、該当の施設に配属されてはじめて児童指導員となります。

● **【参考】任用資格とは**

その職につくために国が定めた基準のことをいいます。任用資格の基準を満たしていれば、有資格者として認められます。**一般的には卒業証明書や成績証明書で確認をしますので、特別な試験を受けたり資格証明書が発行されたりするものではありません。**該当職種として採用されると同時に通用し始める種類の資格です。また、資格が適用されるのは在職期間に限られます。

02. 資格取得方法（採用試験を受けるための条件）

児童指導員は、児童福祉施設最低基準において以下のように定められています。
本学通信教育部の場合、四十三条一項四号の要件（*1）に該当します。

● **児童福祉施設最低基準第四十三条より**

第四十三条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二　社会福祉士の資格を有する者
三　精神保健福祉士の資格を有する者
四　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（*1）
五　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
六　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
七　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
九　教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの
十　三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの

➜ 目次へ

児童福祉司 要実務経験1年以上

任用資格

01. 児童福祉司とは

児童福祉司とは、児童福祉法において定められている任用資格です。児童相談所に置かれる職員で、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行います。**所定の単位を修得し卒業後、1年以上の実務経験の後、任用資格が得られます。**さらに地方公務員試験に合格し児童相談所に配属されてはじめて児童福祉司となります。

（1） 平成17年4月1日より児童福祉司の任用資格が見直しされ、「大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」について、新たに1年以上の実務経験が求められるように改正されました。
（2） 児童福祉司になるには、まず地方公務員採用試験に合格することが必要です。地方公務員採用試験については、各自治体にお問い合わせください。

● **【参考】任用資格とは**

その職につくために国が定めた基準のことをいいます。任用資格の基準を満たしていれば、有資格者として認められます。**一般的には卒業証明書や成績証明書で確認をしますので、特別な試験を受けたり資格証明書が発行されるものではありません。**該当職種として採用されると同時に通用し始める種類の資格です。また、資格が適用されるのは在職期間に限られます。

02. 資格取得方法（採用試験を受けるための条件）

児童福祉司は、児童福祉法において以下のように定められています。
本学通信教育部の場合、十三条3項二号の要件（*1）に該当します。

● **児童福祉法第十三条より**
第十三条　都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

③　児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
一　都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
二　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号において同じ。）（*1）に従事したもの
三　医師
四　社会福祉士
五　精神保健福祉士
六　公認心理師
七　社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの
八　前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの

➜ 目次へ

浄土真宗本願寺派教師資格

基礎資格

01. 浄土真宗本願寺派教師資格とは

浄土真宗本願寺派教師資格は、浄土真宗本願寺派の寺院住職の基礎資格となります。この資格を取得するためには、次の①～④の要件をすべて充足する必要があります。

① 浄土真宗本願寺派の得度習礼所に入所し、11日間の得度習礼及び得度式を受式し、浄土真宗本願寺派の僧侶となること。

② 本学が開講する浄土真宗本願寺派教師資格の取得に必要な以下科目**30単位をすべて修得し、**本学所定の**浄土真宗本願寺派教師資格課程履修証明書**を取得すること。

※本学は教師養成施設として認定されているため、上記①の前でも必要科目の履修を始めることが可能です。

※教師養成施設認定基準条例第 5 条（平成 31 年宗達第 6 号）により、本願寺派教師資格コースに在籍して資格取得を希望する者は、本願寺派教師資格取得に必要な科目について、毎年本学より本願寺派へ受講者名簿を提出する必要があります。本件に係る詳細と名簿提出の承諾依頼については、入学後にご案内いたします。

③ 前記①および②の後に、宗派主催の教師教修出願資格試験を受験し、合格すること。

※出願資格試験は、本山で年に複数回実施される他、受験希望者がいる場合には年 1 回本学を会場として実施する予定です。

※この試験の合格者に教師資格審査会から交付される資格試験合格証の有効期限は 5 年間です。

④ 浄土真宗本願寺派教師資格試験合格証を取得した後、浄土真宗本願寺派の教師教修所に入所し、**10日間の教師教修**を受けること。

02. 必要科目

（本願寺派）教師検定科目		対応する開講科目 武蔵野大学通信教育部		対応する開講科目 武蔵野大学大学院通信教育部	
科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
真宗教義	4	真宗教義	4	真宗概論（※）	4
				真宗学特講（※）	4
				真宗文献講読（※）	4
真宗史	4	真宗史	4	真宗史	4
仏教教義	4	仏教基礎入門	4	仏教学特論	4
仏教史	4	仏教史	4	仏教史特講	4
宗教概説	4	宗教学概論	4	大学院通信教育部正科生は通信教育部の科目等履修生として左記 4 科目を修得する	
宗門法規	2	宗門法規	2		
勤式作法実演	4	勤式作法	4		
法話実演	4	布教法	4		
合計	**30**	**合計**	**30**		

（※）3 科目のいずれか 1 科目修得にて、教師検定科目「真宗教義」に対応

➜ 目次へ

03. 受験手続・問い合わせ先

上記①浄土真宗本願寺派得度習礼及び上記④教師教修の入所手続きは、資格取得を希望する者が各自で所属寺住職等を通じて行うものとします。

本資格制度の詳細および最新情報については、浄土真宗本願寺派のホームページでもご確認ください。

- MEMO

➜ 目次へ

社会福祉士

受験資格

01. 社会福祉士の新カリキュラムについて

2019年6月28日に厚生労働省より「社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」が発表されました。これは、見直しの方向性に関する発表であり、確定ではございません。また2020年度までの入学生、2022年度春入学までの3年次編入学生、2023年度春入学までの4年次編入学生は旧カリキュラムでの学修になります。詳しくは本学ホームページ(➜ **社会福祉士の新カリキュラムについて**)をご確認ください。
※この冊子では2020年度以前に入学された学生に適用する教育課程を旧カリキュラム、2025年2月の国家試験に向けて2021年度より順次導入している教育課程を新カリキュラムと称します。

社会福祉士養成課程の教育内容等の見直しに伴う新カリキュラムは、2021(令和3)年度より順次導入しています。
(令和6年度より新たな教育内容に基づく国家試験が実施される予定です。国家試験についてはページ下部をご参照ください。また、新たな教育内容に基づく国家試験に関して、通信教育事務課ではお答えできませんのでご了承ください。)

02. 社会福祉士指定科目と本学受験資格科目について

社会福祉士国家資格の受験資格を得るには、次頁の**「厚生労働省の定める指定科目」から、18 科目以上(新カリキュラムでは 23 科目以上)を修得して卒業することが必要**です。その指定科目は本学では次頁の「受験資格科目」として開講しています。
これら受験資格科目のうち、**「社会福祉演習1」「社会福祉演習2」「社会福祉演習3」「社会福祉実習指導1・2・3」「社会福祉実習」は、本学カリキュラムでは選択科目となっています。**
また、2021 年度以降、新カリキュラム適用学生は、「心理学と心理的支援」「社会学と社会システム」「権利擁護を支える法制度」「刑事司法と福祉」、「ソーシャルワーク演習1」「ソーシャルワーク演習2」「ソーシャルワーク演習3」「ソーシャルワーク実習指導1・2・3」「ソーシャルワーク実習1」「ソーシャルワーク実習2」が、本学カリキュラムでは選択科目となっています。
そのため、これらの科目が未修得でも卒業所要単位を満たすと自動的に卒業となります。
社会福祉士の受験資格には必須科目ですので、未履修で卒業とならないよう履修計画を立ててください。

➜ 詳しくは「**通信教育部ガイド:カリキュラム**」をご確認ください。

自己育成能力開発科目について
社会福祉専攻では、指定科目を修得して社会福祉士の受験資格を得るだけではなく、実務での応用力や国家試験合格の基礎力を育成するため、一度履修した指定科目の専門的知識を繰り返し学習する科目を、自己育成能力開発科目として開講しています。**自己育成能力開発科目は、対応する受験資格科目に合格した後でないと履修することができません(同年度に履修登録可)。**また、社会福祉士国家試験において、選択科目となっている場合は本学必修科目に対応した科目のみ開講しています。

- **社会福祉士国家試験の受験について【参考】**

毎年以下のスケジュールで行われています。

受験申込受付期間	9月上旬～10月上旬
試験日	1月下旬～2月上旬
合格発表	3月中旬

詳しくは(財)社会福祉振興・試験センターのホームページ(http://www.sssc.or.jp/)等でご確認ください。

➜ 目次へ

03.「社会福祉士」国家試験受験資格　指定科目

2020年度までの入学生、2022年度春入学までの3年次編入学生、
および2023年度春入学までの4年次編入学生向け

受験資格および本学開講科目の対応について（旧カリキュラム）

厚生労働省の定める指定科目		社会福祉士国家試験		本学開講科目	
		試験科目（19科目）	受験資格（18科目）	**受験資格科目**（社会福祉系科目、演習・実習系科目）	自己育成能力開発科目
1	イ　人体の構造と機能及び疾病	○	いずれか1科目	**医学知識**	医学一般
	ロ　心理学理論と心理的支援	○		**心理学**	－
	ハ　社会理論と社会システム	○		**社会学**	－
2	現代社会と福祉	○	○	**現代社会と福祉**	社会福祉
3	社会調査の基礎	○	○	**社会調査の基礎**	社会調査
4	相談援助の基盤と専門職	○	○	**相談援助の基盤と専門職**	ソーシャルワーク
5	相談援助の理論と方法	○	○	**相談援助の理論と方法1**	社会福祉援助技術1
				相談援助の理論と方法2	社会福祉援助技術2
6	地域福祉の理論と方法	○	○	**地域福祉**	地域福祉論
				コミュニティーワーク	コミュニティーソーシャルワーク
7	福祉行財政と福祉計画	○	○	**福祉行財政と福祉計画**	社会福祉行財政と福祉計画
8	福祉サービスの組織と経営	○	○	**社会福祉運営管理**	福祉運営管理
9	社会保障	○	○	**社会保障**	社会保障制度
10	高齢者に対する支援と介護保険制度	○	○	**高齢者福祉と介護保険制度**	高齢者福祉サービスと介護保険
11	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○	○	**障害者福祉**	障害福祉
12	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○	○	**児童・家庭福祉**	児童・家庭福祉制度
13	低所得者に対する支援と生活保護制度	○	○	**公的扶助**	生活保護
14	保健医療サービス	○	○	**保健医療サービス**	保健医療制度
15	イ　就労支援サービス	○	いずれか1科目	**就労支援サービス**	就労支援
	ロ　権利擁護と成年後見制度	○		**権利擁護と成年後見制度**	－
	ハ　更生保護制度	○		**司法福祉**	－
16	相談援助演習		○	**社会福祉演習1**	－
				社会福祉演習2	－
				社会福祉演習3	－
17	相談援助実習指導		○	**社会福祉実習指導1**	－
				社会福祉実習指導2	－
				社会福祉実習指導3	－
18	相談援助実習		○	**社会福祉実習**	－

➜ 目次へ

2021 年度以降1年次入学生、2022年度秋入学以降 3 年次編入学生、
2023年度秋入学 4 年次編入学生向け
＜※2022年度3年次編入学生、2023年度4年次編入学生は時期（春/秋）により適用カリキュラムが異なります＞

受験資格および本学開講科目の対応について（新カリキュラム）

厚生労働省の定める指定科目		社会福祉士国家試験		本学開講科目	
		試験科目（22科目）	受験資格（23科目）	**受験資格科目**（社会福祉系科目、演習・実習系科目）	自己育成能力開発科目
1	医学概論	○	○	**医学概論**	医学概論（自己育成）
2	心理学と心理的支援	○	○	**心理学と心理的支援**	–
3	社会学と社会システム	○	○	**社会学と社会システム**	–
4	社会福祉の原理と政策	○	○	**社会福祉の原理と政策**	社会福祉の原理と政策（自己育成）
5	社会福祉調査の基礎	○	○	**社会福祉調査の基礎**	社会福祉調査の基礎（自己育成）
6	ソーシャルワークの基盤と専門職	○	○	**ソーシャルワークの基盤と専門職1**	ソーシャルワークの基盤と専門職1（自己育成）
7	ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	○	○	**ソーシャルワークの基盤と専門職2**	ソーシャルワークの基盤と専門職2（自己育成）
8	ソーシャルワークの理論と方法	○	○	**ソーシャルワークの理論と方法1**	ソーシャルワークの理論と方法1（自己育成）
9	ソーシャルワークの理論と方法(専門)	○	○	**ソーシャルワークの理論と方法2**	ソーシャルワークの理論と方法2（自己育成）
10	地域福祉と包括的支援体制	○	○	**地域福祉と包括支援体制1**	地域福祉と包括支援体制1（自己育成）
				地域福祉と包括支援体制2	地域福祉と包括支援体制2（自己育成）
11	福祉サービスの組織と経営	○	○	**福祉サービスの組織と経営**	福祉サービスの組織と経営（自己育成）
12	社会保障	○	○	**社会保障**	社会保障（自己育成）
13	高齢者福祉	○	○	**高齢者福祉**	高齢者福祉（自己育成）
14	障害者福祉	○	○	**障害者福祉**	障害者福祉（自己育成）
15	児童・家庭福祉	○	○	**児童・家庭福祉**	児童・家庭福祉（自己育成）
16	貧困に対する支援	○	○	**貧困に対する支援**	貧困に対する支援（自己育成）
17	保健医療と福祉	○	○	**保健医療と福祉**	保健医療と福祉（自己育成）
18	権利擁護を支える法制度	○	○	**権利擁護を支える法制度**	–
19	刑事司法と福祉	○	○	**刑事司法と福祉**	–
20	ソーシャルワーク演習	○	○	**ソーシャルワーク演習1**	–
				ソーシャルワーク演習2	–
21	ソーシャルワーク演習(専門)	○	○	**ソーシャルワーク演習3**	–
22	ソーシャルワーク実習指導	○	○	**ソーシャルワーク実習指導1**	–
				ソーシャルワーク実習指導2	–
				ソーシャルワーク実習指導3	–
23	ソーシャルワーク実習		○	**ソーシャルワーク実習1**	–
				ソーシャルワーク実習2	–

➜ 目次へ

04. 社会福祉士実習と関連科目について

2020年度までの入学生、2022年度春入学までの3年次編入学生、
および2023年度春入学までの4年次編入学生向け

【旧カリキュラム】
社会福祉専攻では、社会福祉士受験資格取得のためのカリキュラムを整えています。
社会福祉の総論や各論、関連する医療や社会学・心理学の知識については、教科書や参考文献、**スタディガイド**（WBT の「シラバス」内に掲載）等を用いた自宅学習が主体となり、「**テスト科目**」で知識習得に力を入れます。これは、国家試験受験準備のための基礎学習にもなっています。
ソーシャルワーカーの倫理や思考、視点等については、「**演習**」で実践的スキルを身に付けていきます。主にレポート作成とスクーリングでのグループディスカッションで学習を進めます。
そして、社会福祉の現場における「**実習**」を4年次の秋に約1か月（180時間以上）、障害者施設や高齢者施設を中心とした契約施設において行います。それに向けての事前学習や、実習終了後のふりかえり・実習報告等は、スクーリングを中心に行います。

● 履修の流れ

年次	履修の流れ		学習方法	内容（時期はすべて予定です。）		スクーリング・実習日数
3～4年次	**実習前提科目** 「社会福祉演習1」 「社会福祉演習2」 2科目の単位修得 **（※）**	社会福祉演習1	R		レポート提出	―
		社会福祉演習2	SR	4月～8月	スクーリング レポート提出	6日（19コマ）
4年次	**実習の事前指導** （5～8月） 「社会福祉実習指導1」 1科目の単位修得 **（※）**	社会福祉実習指導1 ☆	SR	5月頃 7月頃 7月頃 9月上旬	スクーリング：1日3コマ 施設見学：1日 個別指導：1コマ スクーリング：1日3コマ	4日間
	実習と実習中指導 （8～10月頃）	社会福祉実習　☆	S	8～11月頃	施設にて現場実習180時間以上	23日（180時間）以上
		社会福祉実習指導2 ☆	SR	8～11月頃	実習中の巡回指導（2回）および 帰校日指導（2回以上） 実習記録ノート提出	4日間程度
	実習後指導 （11～12月頃）	社会福祉演習3　☆	SR	11月下旬	スクーリング：1日2コマ	1日間
		社会福祉実習指導3 ☆	SR	12月初旬	個別指導：1日1コマ	2日間
				12月中旬	実習報告会：1日3コマ	

（※）：実習前（4年次の9月中旬）までに単位修得していない場合、「社会福祉実習」を受講することはできません。
☆印：科目名の後ろに☆がついている科目は同年度に履修しないと単位認定されません。

● 注意事項

2021年度1年次入学生より適用されている新カリキュラムに合わせて、履修時期は変更となる可能性があります。

➜ 目次へ

2021 年度以降1年次入学生、2022年度秋入学以降 3 年次編入学生、
2023年度秋入学 4 年次編入学生向け
＜※2022年度3年次編入学生、2023年度4年次編入学生は時期（春/秋）により適用カリキュラムが異なります＞

【新カリキュラム】
社会福祉専攻では、社会福祉士受験資格取得のためのカリキュラムを整えています。
社会福祉の総論や各論、関連する医療や社会学・心理学の知識については、教科書や参考文献、スタディガイド（WBT の「シラバス」内に掲載）等を用いた自宅学習が主体となり、「テスト科目」で知識習得に力を入れます。これは、国家試験受験準備のための基礎学習にもなっています。
ソーシャルワーカーの倫理や思考、視点等については、「**演習**」で実践的スキルを身に付けていきます。主にレポート作成とスクーリングでのグループディスカッションで学習を進めます。
そして、社会福祉の現場における「**実習**」を3年次に60時間、4年次に180時間、障害者施設や高齢者施設を中心とした契約施設において行います。それに向けての事前学習や、実習終了後のふりかえり・実習報告等は、スクーリングを中心に行います。

● 履修の流れ（新カリキュラム版）

年次	履修の流れ		学習方法	内容（時期はすべて予定です。）		スクーリング・実習日数
3年次	**実習前提科目**	ソーシャルワーク演習1 ※	R	4月～11月	レポート提出	－
		ソーシャルワーク演習2 ※	SR	4月～8月	スクーリング レポート提出	6日（19コマ）
3年次	**実習前提科目**	ソーシャルワークの基盤と専門職1 ソーシャルワークの基盤と専門職2 ソーシャルワークの理論と方法1 ソーシャルワークの理論と方法2	T	4月～11月	Web 上でのテスト	－
3年次	**実習前提科目**	ソーシャルワークの倫理と実践	STR	4月～11月	Web 上でのテスト 6月にスクーリング（1日）と 実践見学（スクーリング） レポート提出	2日（7コマ）
3年次	**実習前・実習中指導**	ソーシャルワーク 実習指導1 ☆	SR	5月～1月	オリエンテーション 帰校指導日 （実習報告会の聴講） レポート	10コマ程度（個別指導含む）
3年次	**現場実習**	ソーシャルワーク実習1 ☆	S	11月～12月	施設にて現場実習60時間以上	8日（60時間）以上

➜ 目次へ

４年次	**実習１のまとめと実習２の事前指導**	ソーシャルワーク 実習指導2 ★	SR	5月～7月	スクーリング レポート：実習1のふりかえり・実習2の目標と計画（WBT へ提出） レポート：実習計画書の作成	未定
４年次	**実習**	ソーシャルワーク実習2 ★	S	8月~10月前後	施設にて現場実習180時間	23日（180時間）以上
４年次	**実習全体のまとめ**	ソーシャルワーク 実習指導3 ★	SR	11月～12月	レポート：実習後にまとめと報告書作成（WBT へ提出）個別指導あり スクーリング：実習のまとめ、実習報告会	未定
４年次	**ソーシャルワークの学びを総括する**	ソーシャルワーク演習3 ★	SR	11月～12月	レポート4800文字　支援経過のまとめ　および　スクーリングでの事例検討と支援計画の作成	1日（3コマ）

※印：実習前（実習年次の11月末まで）に単位認定レポートが提出できていない場合、「ソーシャルワーク実習1」の配属が困難となります。
☆印：科目名の後ろに☆がついている科目は同年度に履修しないと単位認定されません。
★印：科目名の後ろに★がついている科目は同年度に履修しないと単位認定されません。

● 注意事項

・履修時期及びスクーリングの内容については変更となる可能性がございます。
・2023年度秋入学生は、入学初年度履修期間（10月上旬～）には受講できない科目があります。（演習、実習関連及び「ソーシャルワークの倫理と実践」が履修できません。）それらの科目については次年度4月以降に受講してください。また、4年次の科目はすべて2024年度の4月以降の受講となります。

➜ 目次へ

05. 履修上の注意

**2020年度までの入学生、2022年度春入学までの3年次編入学生、
および2023年度春入学までの4年次編入学生向け**

【旧カリキュラム】
社会福祉士受験資格の取得には、**「学科科目（必修）の45単位」と、「学科科目（選択）」「社会福祉演習1・2・3」「社会福祉実習指導1・2・3」「社会福祉実習」の20単位、合計65単位**の修得もしくは免除が必要です。

学科科目（選択）の「社会福祉演習1・2・3」「社会福祉実習指導1・2・3」「社会福祉実習」について
（1） これらの選択科目は修得しなくても卒業要件を満たせば自動的に卒業となりますが、その場合は**科目等履修生として履修することはできません**ので、ご注意ください。
（2） 相談援助業務の実務経験があり、「社会福祉実習指導1・2・3」「社会福祉実習」が履修免除の方も、社会福祉士受験資格の取得には、「社会福祉演習1・2・3」の修得が必要です。

● **注意事項**

（1）**「社会福祉実習」**を履修登録する際は、必ず「**社会福祉実習指導1・2・3**」「**社会福祉演習3**」と合わせて履修登録してください。これらは実習関連科目であり、必ず**同年度に履修**する必要があります。
（2）「**社会福祉実習**」を受講するには、**実習前（4年次の9月中旬）まで**に「**社会福祉演習1**」「**社会福祉演習2**」「**社会福祉実習指導1**」の単位修得が必要です。
・ 1年次入学／3年次編入学で、実習前年度までに「**社会福祉演習1**」「**社会福祉演習2**」を未修得の方は、4年次に「社会福祉実習」と合わせて「社会福祉演習1」「社会福祉演習2」を履修登録してください。

**2021 年度以降1年次入学生、2022年度秋入学以降 3 年次編入学生、
2023年度秋入学 4 年次編入学生向け
＜※2022年度3年次編入学生、2023年度4年次編入学生は時期（春/秋）により適用カリキュラムが異なります＞**

【新カリキュラム】
社会福祉士受験資格の取得には、「学科科目（必修）の40単位」と、「学科科目（選択）」「ソーシャルワーク演習1～3」「ソーシャルワーク実習指導1～3」「ソーシャルワーク実習1、2」の29単位、**合計69単位**の修得もしくは免除が必要です。

学科科目（選択）の「ソーシャルワーク演習1・2・3」「ソーシャルワーク実習指導1・2・3」「ソーシャルワーク実習1・2」について
（1） これらの選択科目は修得しなくても卒業要件を満たせば自動的に卒業となりますが、その場合は**科目等履修生として履修することはできません**ので、ご注意ください。
（2） 相談援助業務の実務経験があり、「ソーシャルワーク実習指導1・2・3」「ソーシャルワーク実習1・2」が履修免除の方も、社会福祉士受験資格の取得には、「ソーシャルワーク演習1・2・3」の修得が必要です。

● **注意事項**

（1） **「ソーシャルワーク実習1」**を受講する（実習する）には、**「ソーシャルワークの基盤と専門職1・2」「ソーシャルワークの理論と方法1・2」「ソーシャルワークの倫理と実践」**を修得し、**「ソーシャルワーク演習1・2」**のレポートが**「ソーシャルワーク実習1」**受講同年度の**11月末**までに合格している必要があります。
（2） **「ソーシャルワーク実習2」**を履修登録する際は、必ず**「ソーシャルワーク実習指導2・3」「ソーシャルワーク演習3」**と合わせて履修登録してください。これらは実習関連科目であり、必ず同年度に履修する必要があります。
（3）**「ソーシャルワーク実習1」「実習指導1」**を履修（もしくは免除）していないと、翌年度の**「ソーシャルワーク実習2」「実習指導2・3」**は履修できません。
また、**「ソーシャルワーク実習1」「ソーシャルワーク実習指導1」を履修した年度に「ソーシャルワーク実習2」「ソーシャルワーク実習指導2・3」を同時履修することはできません。**

➜ 詳しくは「**スタディガイド**」（WBT「シラバス」内に掲載）をご確認ください。

➜ 目次へ

06. 社会福祉士国家試験受験資格と武蔵野大学の「カリキュラム」の関係

（1） 「入学時期」と「入学区分」により在学中に適用されるカリキュラムが決まっています

入学年度	入学区分	入学時期	省令	カリキュラム	2020 R2		2021 R3		2022 R4		2023 R5		2024 R6		2025 R7		2026 R8		2027 R9	
					春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
2020(R2)以前		春入学	旧		※2020(R2)年度以前に入学された学生は、入学区分にかかわらず「旧カリキュラム」適用です。															
		秋入学	旧																	
2021 (R3)	1年次入学	春入学	新	2021春			1年		2年		3年		4年							
		秋入学	新	2021秋				1年		2年		3年		4年						
	3年次編入	春入学	旧	2019春			3年		4年										在籍満期	
		秋入学	旧	2019秋				3年		4年										在籍満期
	4年次編入	春入学	旧	2018春			4年								在籍満期					
		秋入学	旧	2018秋				4年								在籍満期				
2022 (R4)	1年次入学	春入学	新	2022春					1年		2年		3年		4年					
		秋入学	新	2022秋						1年		2年		3年		4年				
	3年次編入	春入学	旧	2020春					3年		4年									
		秋入学	新	2020秋						3年		4年								
	4年次編入	春入学	旧	2019春					4年								在籍満期			
		秋入学	旧	2019秋						4年								在籍満期		
2023 (R5)	1年次入学	春入学	新	2023春							1年		2年		3年		4年			
		秋入学	新	2023秋								1年		2年		3年		4年		
	3年次編入	春入学	新	2021春							3年		4年							
		秋入学	新	2021秋								3年		4年						
	4年次編入	春入学	旧	2020春							4年								在籍満期	
		秋入学	新	2020秋								4年								在籍満期

※この資料では「2020 年度以前に入学された学生」に適用する教育課程を「旧カリキュラム」、2025年2月の国家試験に向けて2021年度より順次導入している教育課程を「新カリキュラム」と称しています。
※個々の学生に対しては、卒業まで適用されるカリキュラムに変更はありません。（予定）

（2） 適用されるカリキュラムに応じた指定科目を単位修得することで、社会福祉士国家試験の受験資格が得られます。

例）受験資格のために必要な現場実習として、新カリキュラム適用の学生は 3 年次に 60 時間、4 年次に 180 時間（計 240 時間）が課されます。旧カリキュラム適用の学生は 4 年次に 180 時間が課されますが、どちらの場合も国家試験の受験資格を満たす条件となります。なお、旧カリキュラム適用の学生が「3 年次に 60 時間」の実習に参加することはできません。

（3） 旧カリキュラム適用の学生（2020 年度以前入学）への留意事項

- 令和 6 年度以降に実施される「新試験」の受験を目指す方は、新カリキュラムで必修（資格取得のための指定科目）となっている一部の選択科目の履修を推奨しております。
  例）心理学[T]、社会学[T]、権利擁護と成年後見制度[T]、司法福祉[S]
- 旧カリキュラムの各科目においても、新試験にも対応できるよう使用するテキストを順次見直してまいります。
- 退学・除籍等により一度本学の学籍を離れた後に、本学に再入学する場合には、再入学する学年により、新カリキュラムが適用される場合があります。
- 「令和元年度 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係るQ＆Aについて」
  http://jaswe.jp/20200306/00.pdf
- 「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html

➜ 目次へ

更新履歴

2023 年 2 月 1 日 通信教育部ガイド:取得できる資格をアップロードしました。
2023 年 5 月 12 日 P2,P3,P4,P9,P17 に留意事項を追記しました。
P7 「保健医療制度」を「保健医療と福祉(自己育成) 【R4 まで 保健医療制度】」に修正しました。
P9 の表を更新しました。
P8,10, 11 の法令を最新の内容に更新しました。
P12 の科目名を修正しました。 (「宗教概説」 → 「真宗概論」)
2023 年 8 月 8 日 P7 の「受験資格取得に必要な科目と単位表」を更新しました。

武蔵野大学　通信教育事務課

〒 202-8585　東京都西東京市新町 1-1-20
TEL　042-468-3481　FAX　042-468-3484
E-Mail　mtsushin@musashino-u.ac.jp
URL　http://www.mu-tsushin.jp